区分Ｂ（平成 27 年 4 月 1 日以降に申立てを行った方の場合）

（成年後見人等が請求される場合）　　申請→決定→請求→助成

後見等報酬助成の請求にあたってご注意いただきたい事項

（後見等報酬助成の申請時に被後見人等が存命の場合）

請求書の提出前にもう一度ご確認ください

必ず請求書等の書類とあわせてお読みください

【１】請求書について

1　請求書の「申請者」は以下のようにご記入ください。

住所：成年後見人等の住所（事務所所在地）

※登記されている住所・所在地をご記入ください。

氏名：「〔被後見人等氏名〕成年後見人　〔後見人等氏名〕」＋印

※法人の場合〔後見人等氏名〕部分は「法人名＋代表○○○○＋代表印」

※「代表」の部分は法人ごとに様々な名称があると思いますので、登記されている名称にしてください。

2　「　　年　月　日付　墨福厚第　　号」の部分は、必ず個別にお問い合わせいただいてからご記入いただくか、空欄のままでお願いします。

3　「請求金額」は、「裁判所の報酬付与審判書の額」と「墨田区の定めた上限額」を**比較し、低い方の額**をお書きください。

※上限額　居宅の場合　　：　２８，０００円（月額）

入院・入所の場合：　１８，０００円（月額）

※基準日は当月初日です。また、報酬対象期間内に入退院・入退所された場合は、その日付がわかる書類を添付してください。

※上限額の合計が不明の場合はご相談ください。

4　「(内訳)」及び「請求期間」は空欄のままでお願いします。

【２】口座振替依頼書について

1　口座振替依頼書の口座は、成年被後見人等の口座に限ります。

2　左側の口座情報欄は、**通帳記載のとおり**にご記入ください。住所は、成年被後見人等の住所をお書きください。

3　口座の名義（氏名）が、「成年後見人〔後見人等氏名〕　〔被後見人等氏名〕」のようになっていない場合は、成年後見人等が口座を管理していることを明らかにするため、次のア、イのいずれかが必要です。

ア　当該口座の通帳の、成年後見人等の氏名などが記載されている箇所のコピー

イ　「預金口座にかかる申立書」（別途様式と記入例をご用意していますので、記入例をよく読んでお書きください）

4　右側の依頼人欄は以下のようにご記入ください。
住所：成年後見人等の住所（事務所所在地）
※登記されている住所・所在地をご記入ください。
氏名：「〔被後見人等氏名〕成年後見人　〔後見人等氏名〕」＋印
※法人の場合〔後見人等氏名〕部分は「法人名＋代表○○○○＋代表印」
※「代表」の部分は法人ごとに様々な名称があると思いますので、登記されている名称にしてください。

【３】添付書類について

1　『報酬付与審判書の写し』が必要です。
2　最新の『成年後見登記事項証明書（コピー可）』が必要です。

【４】請求後の流れについて

1　請求書等をご提出いただくと、審査のうえ、約１か月後に請求金額が振り込まれます（助成金の交付）。

【５】資産状況等の変更があった場合

1　資産状況に変更があった場合や住所（施設を含む）に変更があった場合、成年被後見人等が死亡した場合などは、別途「資産状況等変更報告書」により報告してください。
※資産状況等の変更報告を怠り、不正に助成を受けた場合は、返還していただきますので、ご注意ください。

2　資産状況に変更があった場合とは、以下の場合を指します。
ア　生活保護を受給していたが、廃止となった。
イ　非課税世帯であったが、課税世帯となった。
ウ　預貯金等が１００万円以下であったが、上回った。
エ　居住している不動産以外に、新たに不動産等の資産を取得した。

【６】次回以降の請求について

1　同じ被後見人等についての２回目以降の請求については、「申請」からやり直す必要はありません。裁判所から２回目以降の報酬付与審判書が出されたタイミングで、「請求」を行ってください。

2　次回請求時点で被後見人等が死亡されている場合、請求書及び口座振替依頼書の記載方法は注意事項２【申請時 死亡】を参考にご記入ください。また、請求時に必要な添付書類は上記【３】及び「資産状況等変更報告書」のほか、「死亡診断書等の被後見人等が死亡した日を公的に証明できるもの」が必要です（報酬付与期間の確認のため必要です。）。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〔お問合せ先〕
墨田区福祉保健部厚生課厚生係
電話：03-5608-6150